

「タイ工業団地公団理事会布告・規則」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

改正タイ工業団地公団法

●仏暦二五五〇年・タイ国工業団地公団法令（第四版）

[世界貿易機関のルールに適合させるため工業団地内の輸出工業区（輸出加工区）を廃止し、自由営業区とするための改正]

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五〇年・タイ国工業団地公団法令（第四版）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日の翌日から施行する。[施行日は二〇〇八年一月九日]

第三条

仏暦二五三九年タイ国工業団地公団法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第四条にある「工業団地」「一般工業区」「輸出工業区」「工業事業者」「輸出取引」および「輸出取引業者」の語義規定を廃止し、以下の内容に置き代える。

「工業団地（ニコム・ウサハカム）」とは、一般工業区または自由営業区を意味する。

「一般工業区（ケート・ウサハカム・トゥアパイ）」とは、工業、サービスの営業、もしくは工業またはサービスに資する、もしくは関連するその他事業のために定められたゾーンを意味する。

「自由営業区（ケート・プラコーブ・セーリー）」とは、国の経済、安全保障、民衆の福祉、環境管理、もしくは理事会が定めたその他必要性のために、工業、商業、もしくは工業または商業事業に関連するその他事業のために定められたゾーンを意味する。当該ゾーンへ持ち込まれる物品は法律の規定に基づき租税および追加手数料で特典を受ける。

「工業事業者（プープラコーブ・ウサハカム）」とは、工業団地内で工業またはサービスの営業許可を得た者を意味する。

「商業（パニッチャヤカム）」とは、自由営業区内での商取引またはサービスを意味する。

「商業事業者（プープラコーブ・パニッチャヤカム）」とは、自由営業区内で商取引またはサービスの営業許可を得た者を意味する。」

第四条

以下の内容を仏暦二五二二年タイ国工業団地法令の第二三条（一四）として増補する。

「（一四） 本法令または他の法律が理事会の権限義務として規定したところに基づくその他の遂行。」

第五条

仏暦二五三九年タイ国工業団地公団法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第三六条および第三六条の二の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第三六条

工業団地は以下の二種類の区域を有する。

- （一）一般工業区。
- （二）自由営業区。

工業団地の設置、区域変更および廃止において、理事会は官報において布告し、布告末尾に区域を定

めた地図を掲載する。

第三六／一条

第三六条第二段に基づく工業団地の設置または変更の布告があり、当該区域内に国の公共財産がある場合、コーノーオー [タイ国工業団地公団] が所有権を得たい区画および面積を示すことにより国の公共財の性格変更の勅令を制定し、当該勅令が制定された時、以下の要件に全てしたがった後に当該区域にある国の公共財はコーノーオーの所有権に帰する。

(一) 市民が共同利用する国の公共財である土地については、市民がその土地の利用を止めている、もしくは市民の共同利用の土地ではなくなっている場合であれば、内務省が承諾し、内務省が定めた価格に基づきコーノーオーが財務省に地代を支払った時。あるいは市民がその土地をまだ共同利用している、もしくは市民の共同利用地としての性格が変わっていない場合であれば、民衆の意見を聴取することにより内務省が定めた原則・方法に基づき内務省が承諾し、コーノーオーが勅令で定めたところに基づき市民が共同利用する代替地を用意した時。その勅令は、土地法典に基づく性格の変更または譲渡なしに、当該地について国の公共財である性格を取り消す効力を有する。

(二) 国益のために利用している、もしくは公務の必要性に従い保全または禁制している国の公共財である土地については、財務省が承諾し、コーノーオーが財務省が定めた価格に従い財務省に地代を支払った時。その勅令は、土地法典に基づく性格の変更または譲渡なしに、当該地について国の公共財である性格を取り消す効力を有する。

(三) 空き地、または被収用者のいる土地、もしくは捨てられた土地、あるいは土地法典に基づく別の告示で国に帰属した土地である国の公共財である土地については、内務省が承諾し、コーノーオーが内務省が定めた価格に従い財務省に地代を支払った時。」

第六条

仏暦二五三九年タイ国工業団地公団法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第三九条の二の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第三九／一条

第三九条に基づき工業団地として告示された区域内で土地を分譲しようとする者は、総裁または総裁が委任した者から文面で許可を得なければならない。

第一段に基づく許可申請、許可、許可取得土地分譲は、理事会が定めた原則、方法、要件に従う。」

第七条

仏暦二五三九年タイ国工業団地公団法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第四八条および第四九条の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第四八条

自由営業区域内に持ち込まれる物品は、関税法に基づき無税区に持ち込まれる物品と同じ税制特典が得られ、以下の場合の特典も得られる。

(一) 王国内に輸入され、自由営業区域内に持ち込まれる物品は、製品製造または商業のために必要な機械、設備、機具および用具に加え、それらの構成部位、さらに自由営業区域内の工場または建物の建設、組立または設置で使用される物について投資奨励法に基づく特別手数料、輸入税、付加価値税および物品税の免除を受ける。ここに理事会が承認したところに基づき輸入され、自由営業区域内に持ち込まれる分に限ることとし、理事会が定めた原則、方法および要件に従わなければならない。

(二) 製品製造に使用するため、もしくは商業目的に王国内に輸入され、自由営業区域内に持ち込まれる物品は、投資奨励法に基づく特別手数料、輸入税、付加価値税および物品税の免除を受ける。ここに、総裁が定めた原則、方法および要件に従う。

(三) (二) に基づき王国内に輸入され、自由営業区域内に持ち込まれる物品に加え、自由営業区域内での製造から得られる製品、副産物およびその他の物は、輸出されるのであれば輸出税、付加価値税および物品税の免除を受ける。

第一段に基づく自由営業区域内に持ち込まれる物品には、ある自由営業区域から別の自由営業区域に持ち込まれる物品も含む。

第四九条

王国外への輸出目的を有して製造、混合、組立、容器詰め、またはその他の実施のために王国内に輸入された、もしくは王国内の物品が自由営業区域内に持ち込まれる場合、その物品は輸入、輸出、占有または利用に規制、もしくは標準または品質、印章または商標規制に係る部分において法律の規定下に置かれない。ただし関税法は含まない。ここに、理事会が定めた原則、方法および要件に従う。

第一段に基づく物品が国の安全保障または安全性、公共の秩序、民衆の健康衛生もしくは環境に影響を及ぼす物品である、あるいは輸入、輸出、占有または利用に係る部分でタイ国が国際条約または合意に基づく拘束義務を有する物品である場合、大臣は第一段に基づく免除を受けない物品の種類を定める省令を制定する権限を有し、省令でその物品に係る原則、方法および要件を定めることもできる。」

第八条

仏暦二五三四年タイ国工業団地公団法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第五〇条を廃止する。

第九条

仏暦二五三九年タイ国工業団地公団法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第五条の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第五条

輸出時の租税免除または還付を受ける法律規定のある物品は、第四八条（一）または（二）に基づく使用のために輸出されずに自由営業区域内に持ち込まれた場合、自由営業区域内に持ち込まれた日に輸出されたものとみなして租税の免除または還付を受ける。」

第一〇条

仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第五二条の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第五二条

第四八条または第四九条に基づく輸入され、自由営業区域内に持ち込まれた物品、および第五条に基づく物品、自由営業区内での製造により得られた製品、副産物およびその他の物は、王国内での使用または販売のために自由営業区から持ち出される場合、投資奨励法に基づく特別手数料、輸入税、付加価値税および物品税を自由営業区から持ち出された日における状態、価格および税率に従い支払わなければならない。自由営業区から持ち出された日から輸入、輸出、占有または利用の規制、もしくは標準または品質、印章または商標の規制に係る部分において法律に従わなければならない。ここに自由営業区から持ち出された日に王国内に輸入されたものとみなす。」

第一一条

以下の内容を仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第五二／一条として増補する。

「第五二／一条

自由営業区域内から持ち出された物品、自由営業区内での製造から得られた製品、副産物およびその他の物が、税価額計算において租税を支払わなくてはならない物品である場合、税還付または免除を受

ける権利のない王国内の原料を製造、混合、組立、容器詰めまたはその他の実施のために自由営業区域内に持ち込むのであれば、当該原料の価格を税価額計算に入れる必要はない。ここに関税局長が定めた原則、方法および要件に従う。」

第一二条

以下の内容を仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第五章・罰則規定の第七一／一条として増補する。

「第七二／一条

第三九／一条に従わない者は二年以下の禁固、および四万パーツから一〇万パーツの罰金に処する。」

第一三条

仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令において、「輸出工業区」の語句は「自由営業区」に、「輸出取引」は「商業取引」に、「輸出取引事業者」は「商業取引事業者」に変更する。

第一四条

仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令に基づき設置された輸出工業区は、本法令によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令に基づく自由営業区であるものとみなす。

第一五条

輸出工業区に言及した法律、省令、規則、規約、布告、命令、閣議決定の規定は、自由営業区に言及した法律、省令、規則、規約、布告、命令、閣議決定の規定であるものとみなす。

第一六条

仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第三六条に基づき制定され、本法令の施行日前に施行されていた勅令または布告は、継続して施行することができる。

第一七条

本法令の施行日前に発行された工業団地区域内での土地分譲許可書は、本法令によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令の第三九／一条に基づく土地分譲許可書であるものとみなす。

第一八条

本法令の施行日前に提出された工業団地区域内での土地分譲許可申請に係る実施は、本法令によって改定増補された仏暦二五二二年タイ国工業団地公団法令に従う。

第一九条

工業大臣を本法令の主務大臣とする。

(おわり)